

令和7年度しまなみ広域サイクルツーリズム圏域形成促進事業委託業務仕様書

1 事業目的

しまなみ海道は、これまで約10年に渡る官民挙げてのサイクリングを核とした取り組みにより、国内外から年間約33万人ものサイクリストが訪れる「サイクリストの聖地」へと成長を遂げたが、その多くが尾道市を起点に広島県側のみを走行しているものと推定されるほか、本県側アクセスは、JRを除くと「松山空港、松山観光港、東予港」などの交通結節点が起点となるが、それぞれ50km程度の距離があるため、アクセス者は少数に止まっている。もとより、サイクリストの大半は宿泊を伴わない「通過型」であり、飲食以外の消費が少ないことも相まって、本県側陸地部への経済効果は僅かとなっている。

この現状を打破し、広島県側のみを走行するサイクリストを本県側陸地部に引き込むため、しまなみ海道から交通結節点を有する松山市及び西条市まで(しまなみ+本県陸地部)の、エリア内に、「広域サイクルツーリズム圏域」を形成し、サイクリングを切り口として、本県側の豊かな自然を生かした多彩な体験型コンテンツや温泉・宿泊施設等との更なる連携による仕掛けづくり等を行いながら数日掛けて周遊する新たな自転車旅の提唱と普及・定着を図り、「通過型」から「滞在型」観光への転換を促進することで、同エリアを「認知の確立」から「実需の創出」ステージへと飛躍させる。

2 事業期間

契約の日から令和8年3月末まで

3 委託業務

「しまなみ広域サイクルツーリズム圏域」の形成等に向けて、下記について取り組むこと。

なお、下記の取り組みを効果的に組み合わせて実施し、最大限の事業効果となる運営体制を構築すること。

(1) しまひめライドイベントの実施

広島県(尾道)と本県(松山・西条)を起終点とする「しまなみ海道」+「本県陸地部」において、初心者でも数日で走破できるサイクリング周遊ルートでの「しまひめライド」を活用したライドイベントを開催し、SNSや各種メディアを通じた効果的なプロモーションにより、魅力等を広く国内外へ発信すること。

＜しまひめライド概要＞

- ・実施内容：デジタルスタンプラリー及びフォトコンテストの実施
- ・期 間：令和7年6月から通年運用
- ・ア プ リ：デジタル観光ツアーアプリ「SpotTour」を使用
- ・スポット：圏域内の宿泊施設、飲食店、体験スポット、小売店等が登録
- ・ツ アー：以下①～③の計3ツアーを設定
 - ①しまなみ・ゆめしまエリア、②今治・松山エリア、③今治・西条エリア
- ※上記②③の分岐点…西瀬戸内自動車道（沿線）から西→②、東→③
- ・そ の 他：下記のホームページを参照
(<https://gse.cycling-ehime.com/shimahime-ride/>)

＜イベント概要（想定）＞

- ・日 程：令和8年3月上中旬(1日間)
- ・参 加 者：200人程度
- ・ル ー ト：3ルート

松山市、今治市、西条市、上島町の4市町の内、2つ以上を周遊する

コースを3ルート作成すること
(例) サンライズ糸山——JR 松山駅
サンライズ糸山——弓削港
サンライズ糸山——いとまちマルシェ

・その他：

- スタート会場は今治市の交通結節点、ゴール会場は松山市、西条市、上島町それぞれの交通結節点で検討すること。
- スタートセレモニーを実施後、参加者がルートを踏まえ自由に周遊するパターンとサイクリングガイド等が帯同するツアー型のパターンの両方を実施すること。
- 一定時間内に一定数以上スタンプ獲得を完走条件とし、参加者の申請に基づき、抽選で景品などの完走賞を用意すること。
- 発信力の高い著名人等招聘(4人程度)によるプロモーション波及効果の最大化を図ること。
- イベント実施にあたって、参加者保険等に参加するなど、事故等への対応に万全を期すること。
- イベント実施にあたっての参加者募集は、しまひめライドのHP(<https://gse.cycling-ehime.com/shimahime-ride/>)等を活用し、早期に募集を開始すること。なお、多言語化(英語・繁体字)のうえ、インバウンド向けにも参加者を募集すること。
- また、SNS 広告等を活用してイベントの国内外の参加者確保に努めること。

・留意事項：

- イベントの実施に伴い収入が発生する場合は、受託者の収入に属することとし、委託者と協議の上、事業内容の拡大に活用すること。
- 収入例：オンラインイベントの参加料、企業協賛等

(2) サイクリストの周遊促進に向けた情報発信

サイクリストの周遊促進を目的に、圏域内の自転車旅に有益な情報を収集・分析のうえ、既存の日本語 HP に記載のある圏域・エリア紹介、参画事業者の紹介などの内容やレイアウト等を見直し改善を加えるとともに、圏域内の自転車旅に有益な情報を新たに追加し HP 内に掲載すること。また、修正後の日本語 HP の内容を多言語化(英語・繁体字)して HP 内に掲載すること。

<掲載先 HP>

<https://gse.cycling-ehime.com/>
<https://gse.page7.info/en/> (英語)
<https://gse.page7.info/zh-tw/> (繁体字)

※英語、繁体字の HP はユーザー名とパスワードを入力すると確認できます。

ユーザー名：GSE パスワード：test

<新たに追加する掲載内容(想定)>

圏域内のサイクリスト向けに下記の内容を掲載することとする。ただし、必要に応じて協議を行い掲載内容の追加・削除を行うこととする。

- ・手荷物当日配送サービス
- ・サイクルトレイン
- ・サイクルピット
- ・レンタサイクル取扱施設一覧
- ・サイクルオアシス、サイクルレスキュー登録施設

- ・サイクリスト向けの体験型コンテンツの一覧
- ・（３）で作成するモデルコース

＜留意事項＞

- ・掲載にあたっては、圏域内のサイクリストの周遊を促進し、周遊のために役立つ情報およびレイアウト（検索のし易さなど）となるよう留意すること。
- ・ホームページを２言語（英語・繁体字）に翻訳すること。ページ上に含まれている画像内の言語翻訳も対象とする。
- ・内容の更新があった場合は、随時翻訳内容を更新すること。
- ・英語・繁体字ページそれぞれのコーディングを行い、ホームページの管理事業者に完成形のソースコードを納品すること。（ページデザイン、翻訳、コーディングすべての業務を含む。）
- ・各言語ページに言語切り替えボタンを設置し、「日本語」「英語」「繁体字」を選択できる仕様とすること。
- ・その他必要に応じてホームページの管理事業者と連携して事業を行うこととする。

（３）しまひめライドの利用者増加に向けたモデルコースの作成及びサイクリングモニターツアーの実施

しまひめライドの利用者増加及びサイクリング観光客の誘客促進を目的に、各種体験型アクティビティ及びしまひめライドの登録スポットを周遊可能なモデルコースを作成し、インフルエンサーを招聘してモデルコースを走行するサイクリングモニターツアーを実施することにより、モデルコースの周遊の魅力を国内外に発信する。

＜モデルコース概要＞

- ・首都圏から公共交通機関を利用して観光する観光客及び海外からのサイクリング観光客の誘客促進に向け、圏域内または圏域内へのアクセスに適した交通結節点を活用すること。
- ・愛媛県内の４市町（松山市、今治市、西条市、上島町）のうち２市町以上を周遊可能な１泊２日または２泊３日のモデルコースを３つ以上作成すること。
- ・モデルコースは、登録スポットを周遊するコースとすること。

＜インフルエンサーを招聘したサイクリングモニターツアー概要＞

- ・サイクリング観光・旅行において発信力の高いインフルエンサー等を３名以上招聘し、モデルコースの知名度向上や来訪意欲向上につながるモニターツアーを実施するとともに、インフルエンサーを活用して国内外に発信すること。
- ・モニターツアーは、モデルコース１つにつき１回実施すること。
- ・ターゲットは、首都圏・近畿圏・近隣県及び海外（英語圏）在住の旅行者とする。
- ・インフルエンサーは、走行したモデルコース、訪問した登録スポットの魅力や情報などをインフルエンサー自身のSNS等を通じて国内外に発信すること。
- ・招聘するインフルエンサーの選定、連絡調整、モニターツアーへの同行や案内、撮影補助、その他モニターツアーの準備・実施に係る一切のディレクション業務を実施すること。
- ・モデルコースの周遊の魅力を発信するため、インフルエンサーによる取材や撮影した内容をグレーターしまなみ・えひめのHP (<https://gse.cycling-ehime.com/>) 等に掲載し、情報発信をすること。
- ・モニターツアー実施後、インフルエンサーの意見を取り入れ、モデルコースのブ

ラッシュアップを行うこと。

(4) しまひめライドの利用者増加に向けたイベントへのブース出展

グレーターしまなみ圏域の認知度向上と誘客促進を目的に、サイクリング関係のイベントブース出展を実施する。

＜ブース出展概要（想定）＞

- ・出展する展示会は CYCLE MODE RIDE OSAKA 2026 または類似した同程度のイベントとする。
- ・出展補助業務（出展料・備品借上料を含む）を実施することとする。

＜留意事項＞

（１）～（４）の取組を通して下記の努力目標を参考にして、目標達成が見込まれる企画提案をすること

【努力目標】

スポット訪問数・・・1,200 個（令和 8 年 3 月末まで）

（参考）令和 6 年度実績

スポット訪問数・・・870 個

※スポット訪問数は、デジタルスタンプラリーの参加者が QR コードを読み取り、スタンプを取得した数の合計。

4 経費の内訳

運営業務に係る一切の収支を計上すること。

5 成果品の提出

受託者は委託業務終了後、下記により速やかに業務実施報告書(様式任意)を提出すること。同報告書には、しまなみ広域サイクルツーリズム圏域形成促進事業を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

○作成部数 紙媒体 1 部及びデータ

○提出先 グレーターしまなみ・えひめ推進協議会

（事務局：愛媛県自転車新文化推進課）

6 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、委託者に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、委託者が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。

②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、委託者と受託者で協議のうえ処理することとする。

7 その他留意事項

- (1) 委託事業の実施にあたっては、道路交通法の基準に適合する車両の使用、同法を遵守した素材（写真、動画など）の制作など、交通ルールやマナーに違反することがないよう注意すること。特に、電動アシスト自転車（E-BIKE など）を使用する場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会において電動アシスト自転車型式認定を受けた製品を使用するなど、電動アシスト自転車に対する規制に留意すること。
- (2) 事業の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、委託者との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。特に、交通法規に関わる内容（例：制作する動画の交通違反の有無）は、法令を確認するとともに必要に応じ委託者と協議しながら慎重に進めること。
- (3) ホームページ及び SNS 等の画面は、アクセシビリティ及びユーザビリティに配慮すること。
- (4) ホームページ及び SNS 等の作成にあたっては、委託者と十分協議のうえ、作業を進めることとする。
- (5) 受託者は、作成したホームページ及び SNS 等により利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 本業務は、別記 1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」及び別記 2「令和 7 年度しまなみ広域サイクルツーリズム圏域形成促進事業に係るホームページ等システム管理基準」に基づき実施すること。
- (7) 業務実施のための個人情報の取扱いについては、別記 3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ委託者と協議のうえ処理するものとする。